

外国為替証拠金取引規程

第1条（規程の趣旨）

1. この規程（以下、「本規程」といいます。）は、お客様がクリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）の「外国為替証拠金取引」（以下、「本取引」といいます。）に関するサービス（以下、「本サービス」といいます。）を利用される際の取り扱いを定めるものです。
2. 本規程に定めのない事項は、オンライントレード取扱規程その他当社規程又は取引ルールのほか、法令・諸規則、外国為替市場の慣習、及び「外国為替証拠金取引約款」の定めによるものとします。

第2条（外国為替証拠金取引口座開設の申し込み）

1. お客様は、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、外国為替証拠金取引口座（以下、「本口座」といいます。）の開設を申し込むことができます。
 - (1) 当社証券口座を開設済みであること。
 - (2) 100万円以上の金融資産をお持ちであること。
 - (3) お客様の年齢が80歳以下であること。
 - (4) 外国為替証拠金取引の仕組み、外国為替証拠金取引のリスク及び当社の外国為替証拠金取引の特徴について理解し、本規程、「外国為替証拠金取引約款」、「外国為替証拠金取引説明書」、及び当社の外国為替証拠金取引ルールの内容に同意・承諾していること。
 - (5) 前号の各書面が電磁的方法により交付されることに承諾していること。
 - (6) 「外国為替証拠金取引に関する確認書」を電磁的方法により差し入れていただくこと。
 - (7) 「契約締結時交付書面等の電磁的方法による交付等に係る取扱規程」に定めるところに従い外国為替証拠金取引に係る「契約締結時交付書面」・「取引残高報告書」・「年間損益報告書」が電磁的方法により交付されることに承諾していること。
 - (8) 適宜会員ページの「お知らせ」を確認するとともに、緊急時には当社が電話による連絡を行う旨を承諾していること、及びお客様の連絡先電話番号を正確にご登録いただけること。
 - (9) 外国為替証拠金取引を取り扱う会社の従業員でないこと。
2. 当社は、前項各号の要件をすべて満たしている場合に限りお客様の外国為替証拠金取引口座開設の申し込みを受理するものとし、当該申し込みに対し外国為替証拠金取引口座開設の可否を審査するものとします。
3. 前項の審査の結果、当社が外国為替証拠金取引口座開設を承諾した場合に限り、外国為

替証拠金取引口座は開設され、お客様は本サービスを利用することができるものとします。なお、審査の結果、当社が外国為替証拠金取引口座の開設ができないと判断した場合、当該外国為替証拠金取引口座開設の申し込みは取り消されるものとします。

4. 当社は、第2項の審査の内容について、外国為替証拠金取引口座開設の可否にかかわらず、一切開示を行わないものとします。

第3条（利用時間）

1. 本サービスの利用時間は、当社が別途定めるものとします。
2. 前項にかかわらず、前項に定める利用時間内であっても、通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害（以下、「システム障害」といいます。）等やむを得ない事由が発生した場合、予告なく本サービスの全部または一部の提供を一時中断、または中止することができるものとします。

第4条（取引の種類）

本取引の種類は、当社が別途定めるものとします。

第5条（取引数量）

本取引に係る取引注文の数量は、当社が別途定めるものとします。

第6条（取引銘柄）

1. お客様がお取引できる銘柄の種類は、当社が別途定めるものとします。
2. 前項に係わらず、当社が本取引の受諾を停止することが必要であると判断し、指定する銘柄については、お取引できないものとします。

第7条（入出金）

本口座への入金及び本口座からの出金は、当社が別途定めるものとします。

第8条（取引注文）

お客様は、会員ページより本取引に係る取引注文を行うものとし、システム障害等が発生したときを含め、当社はそれ以外の方法による取引注文の受諾は行わないものとします。

第9条（委託証拠金）

1. お客様は、本取引の新規建注文を行うに先立ち、当社に対し証拠金（以下、「委託証拠金」といいます。）を差し入れるものとします。
2. 委託証拠金として受け入れる通貨の種類は、当社が別途定めるものとします。
3. 本口座でお預かりする現金はすべて前項の委託証拠金として取り扱われるものとしま

す。

4. 前項にかかわらず、当社が別途認める場合は、別途当社が指定する有価証券（以下、「代用有価証券」といいます。）を委託証拠金の全部又は一部として使用することができるものとします。その場合、前項の「現金」を「現金及び代用有価証券」と読み替えるものとします。
5. 代用有価証券の受入れを認める場合は、その取扱方法等を別途定めるものとし、お客様は当該定めに従うものとします。

第 10 条（委託証拠金の額）

1. 委託証拠金の計算方法は、当社が別途定めるものとします。
2. 当社は前項の計算方法に基づき、次の各号に定める委託証拠金の額を算出するものとします。
 - （1） 必要証拠金額
 - （2） 維持証拠金額
3. 委託証拠金の額が、必要証拠金額を下回った場合、お客様は新規の取引注文を行うことができないものとします。
4. 委託証拠金の額が、維持証拠金額を下回った場合、第 11 条に定めるロスカットルールに従い、お客様のすべての建玉は決済されるものとします。

第 11 条（ロスカットルール）

1. 前条第 4 項の要件に該当した場合、当社は本口座におけるお客様のすべての未約定注文を失効させたうえで、お客様が本口座に保有しているすべての建玉を、お客様に事前に通知することなくお客様の計算において当社が任意決済するものとします。
2. お客様は、前項により決済された結果、外国為替相場の急激な変動によっては、委託証拠金の額以上の損失が生じる場合があることを理解し、また、承諾するものとします。
3. 前 2 項の結果、生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。
4. ロスカットルールの執行の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければならないものとします。

第 12 条（その他の預り資産等の処分）

1. 本取引の損金等により、本口座の現金残高または時価評価総額に不足金が生じた場合、お客様は所定の日時までには当該不足金を入金するものとします。
2. 前項の場合において、所定の日時までには不足金の差し入れがない場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、かつ法律上の手続によらないで、当然に、お客様のすべての外国為替証拠金取引建玉、委託証拠金、および当社が占有しているお客様のその他の現金、有価証券、および動産を、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格

等は当社の任意で処分し、その取得金等から諸費用を差し引いた残金を、法定の順序にかかわらず当社の任意に債務の弁済に充当することができ、また、当該弁済を行った結果残債務がある場合は、直ちに弁済を行うものとします。

第 13 条（債務不履行）

お客様が本規程に定める履行期日を過ぎても債務を履行しない場合は、当社は別途当社が定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第 14 条（取引手数料）

1. お客様が本サービスを利用し本取引注文に係る取引注文を行い、約定した場合、当社が別途定める取引手数料徴収するものとします。
2. 前項にかかわらず、当社はお客様の手数料を免除することができるものとします。

第 15 条（スワップポイント）

スワップポイントの内容は、当社が別途定めるものとします。

第 16 条（取引内容の照会）

お客様は、本取引に係る取引注文の内容を、本サービスを通して照会することができます。

第 17 条（本サービスの変更）

当社は、お客様に事前に予告することなく本サービスの内容を変更できるものとします。

第 18 条（本サービスの利用禁止・解約）

1. お客様が、法令等・諸規則、「オンライントレード取扱規程」、本規程、外国為替証拠金取引ルール、「外国為替証拠金為替取引約款」の各定めに違反した場合、その他やむを得ない事由が生じたものと当社が判断した場合は、当社は直ちにお客様の本サービスの提供を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失するものとします。
2. お客様より、別途当社が定める方法により本口座解約の申し入れがあった場合、当社はすみやかに本口座の閉鎖手続きを行うものとします。但し、お客様の未決済の建玉がある場合はこの限りではありません。
3. 外国為替証拠金取引口座の解約についてはオンライントレード取扱規程第 35 条を準用するものとします。

第 19 条（本規程の改訂）

1. 本規程は、法令・諸規則等の変更、監督官庁からの指示、その他必要が生じたときは、

変更されることがあります。

2. 変更の手続きについては、オンライントレード取扱規程第 41 条を準用するものとします。

平成 20 年 5 月 29 日
クリック証券株式会社